

飯綱町委託型地域おこし協力隊員募集要項

1. 目 的

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力の維持及び活性化を図ることを目的とします。

2. 町の概要

飯綱町（いいづなまち）は、長野県北部「北信濃」に位置し、東京から新幹線で約2時間という、好アクセスにありながら、四季折々の風景が鮮明に映し出される美しい自然と本格的な農の営みに触れることができる町です。当町はＪＲ長野駅まで、鉄道で約25分、車で約30分という位置にあるため、田舎でありながら、利便性もある地域です。

先人から受け継がれた「美しい里山の風景と懐かしい農山村の温もり」は、我が飯綱町の誇る最大の魅力です。



町の基幹産業は農業で、特に高品質なりんごを生産する地として知られ、日本で流通する100個に1個は、飯綱町で栽培されたりんごです。

観光面では、妙高戸隠連山国立公園内のいいづなリゾートスキー場、霊仙寺湖周辺の家族旅行村エリア、サンクゼールワイナリーなどありますが、農業と観光との連携、都市との交流や移住促進、美しい里山風景の維持・継承等に取り組んでいます。



急激な人口減少や少子高齢化が進展する中、地域力の維持・強化を図るため、地域住民等と一緒に地域社会へ貢献いただける情熱のある地域おこし協力隊を募集します。

田舎の豊かさを多くの人が体感できる本物の田舎づくりに、あなたの情熱とアイデアを「いちずなまち いいづなまち」で活かしませんか。



3. 募集人数 1名

4. 応募要件

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域に居住し、飯綱町地域おこし協力隊員として採用後、飯綱町に住民票を異動し、地域おこし協力隊員の任期終了後も地区に定住する意思がある方で、かつ、過去に飯綱町に住所を定めたことがない方

※三大都市圏をはじめとする都市地域・・・条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域）以外の地域

- (2) 令和6年4月1日時点で、年齢が20歳以上概ね40歳以下の方（性別は問いません。）
- (3) 心身ともに健康で、まちづくり活動に意欲と情熱を持って活動できる方
- (4) 地域の行事に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを大切にできる方
- (5) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など不規則な職務に対応できる方
- (6) 普通自動車免許を所持し、実際に運転できる方
- (7) 基本的なパソコンの操作（エクセル、ワード、メール等）ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当しない方

5. 委嘱形態及び期間

(1) 町と個人請負契約を締結して活動します。

※町との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。

(2) 町が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。(副業を行うことが可能です。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。)

(3) 協力隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日からその年度の3月31日までを最初の委嘱期間とします。

(4) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最長3年まで)

(5) なお、委託型地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、期間中であってもその職を解くことがあります。

6. 活動日数等

活動日数や活動時間は、当初の活動計画、委託契約に基づいて決定します。

7. 委託料

月額 266,000円

8. 活動内容

飯綱町委託型地域おこし協力隊員設置要綱及びこの募集要項に基づき、「10. 募集する隊員の業務概要」に掲げる事業の活動に取り組むものとします。

9. 活動に要する経費の負担等

町の予算の範囲内の額で、委託料とは別に活動費より支出します。活動費は以下の経費を想定しております。

なお、活動計画及び活動実績報告を町に提出していただきます。

(1) 住居の家賃(光熱水費や引っ越しにかかる経費は個人負担となります)

(2) 活動にかかる車両のリース料や燃料費

(3) 研修費・出張にかかる旅費

(4) 通信費

(5) その他活動に要する経費(単に生活に必要なものと判断される消耗品などは個人負担となります)

10. 募集する隊員の業務概要

外国人移住促進、及び国際交流の促進に関する業務

外国人移住者の促進（移住促進のPRや新たな移住促進メニューの提案、インターネット上でのエリア情報の発信等により飯綱町への移住を進める業務）及び町民との国際交流の促進に関する業務

（１）飯綱町の国際化に関すること

- ・国内在住外国人への情報発信（特に日本固有の食文化＋農作物）
- ・外国人移住者の勧誘
- ・飯綱町交際交流協議会の役場側窓口
- ・海外への情報発信
- ・インバウンド需要への対応

（２）飯綱町職員の国際感覚の醸成

- ・町職員との交流（週２日程度は役場で勤務）
- ・職員の言語指導

（３）保育園・小中学校（高校）の国際交流

- ・海外の学校との交流
- ・海外学校への留学サポート

（４）町内在住外国人のコミュニティ構築

- ・交流会の企画

11. 申込受付期間

（１）応募受付期間 随時（定員となり次第、受付を終了します）

（２）提出書類

ア 応募申込書

イ 地域おこし協力隊員応募用紙

ウ 住民票（令和６年４月１日以降に取得したもの）

エ 市町村が証明した活動期間を明らかにする書類（任意様式）

※ア、イについては、飯綱町ホームページよりダウンロードしてください。エについては、飯綱町以外の市町村で隊員として２年以上活動し、解職から１年以内の方のみ提出してください。

（３）提出方法 郵送又は持参もしくはメール

（４）その他

ア 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。

イ 提出された書類等は、返却しません。なお、提出された個人情報に

については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

12. 審査方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に面接（会場：飯綱町）を行います。なお、面接に要する交通費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、第2次選考者全員に文書で通知します。

※住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

13. 問い合わせ

〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

飯綱町役場 企画課 地域振興係

電話：026-253-2511 F A X：026-253-5055

E-mail: shinko@town.iizuna.nagano.jp

14. 備考

応募方法等詳細については、飯綱町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.iizuna.nagano.jp/>